

境港市議会基本条例市民検討会議第2回会議資料

境港市議会基本条例策定特別委員会

1. 御意見、御質問等への回答

項目	意見の内容	意見に対する考え方
進行について	<p>原案策定以前のことまで遡って、意見を交わす必要性はない。 (二瀬委員)</p>	<p>検討会議の進め方については、会長の統括のもと検討会議でお決めいただきたいと考えます。</p>
策定作業について	<p>原案作りの段階から「情報公開と市民参加」が全く出来ていない。そもそもの致命的な欠陥がある。 (土田委員)</p> <p>12月制定にこだわる理由はなにか。 (土田委員)</p>	<p>議会基本条例は、議会自らが議会と議員の活動原則を策定しようとするものです。幅広く市民の意見を活かしながら策定していくとしても、まずは議会としての考え方を整理し、ご検討いただくための案をまとめるのは、議会側の当然の責務と考えています。</p> <p>議長の諮問機関である市議会改革協議会や境港市議会基本条例策定特別委員会は公開で開催し、条例が必要かどうかというそもそも論も含めて2年近い議論を重ねてきました。その際にもアンケート活動や市民懇談会の開催など市民のみなさんの声をまっすぐ聞くよう努力してきました。</p> <p>このように、「秘密会」を意図したものではありませんし、これまでの取り組みを振り返れば「致命的な欠陥」としてなかったものにしてしまうことはありません。特別委員会としては、この案を土台として、市民目線で多角的なご意見をお寄せいただき、よりよいものにして制定したいと考えています。</p> <p>当初、市議会改革協議会の議論では、今年度内に素案を策定し、平成26年2月の市議選を経た新しい議会に制定を委ねるとしていましたが、議会運営委員会などでの議論を通じて、「議会の最高規範策定という事柄の重さを考えれば、特別委員会の設置、全議員の議論参加が望ましい」ということになり、議会基本条例策定特別委員会を設置いたしました。</p> <p>この段階で素案策定に終わることなく、自からの責任として任期中の成案策定を決めたこととなります。</p> <p>大変タイトな日程の大仕事ですが、みなさんのご</p>

<p>全体の構成について</p>	<p>先進地と本市(案)との条文や項目の比較資料を示して欲しい。 (二瀬委員)</p> <p>第27条の3を第20条に入れなかったのはなぜか。 (香川委員)</p> <p>どのくらいの議員さんが、調査研究のために議会図書室を利用しているのか。 (香川委員)</p>	<p>協力もいただき、全議員の力でその責任を果たすべく12月議会での制定に向け取り組んでいきます。ご理解をいただければ幸いです。</p> <p>別添の『議会基本条例の項目比較』をお示しします。</p> <p>「最高規範性」にふさわしい扱いを意図したものです。</p> <p>議会図書室は、議会事務局の隣室にあり、蔵書数は603冊です。地方自治体の行政資料が多く、政策情報やデータが少ないことから、新聞記事の閲覧などにとどまっているのが現状です。 一度、議会図書室をご覧ください。</p>
------------------	--	---

2. 議論の前提としての補足説明

第2条（議会の責務及び役割）に関する土田委員のご意見について

【特別委員会の見解】 添付資料のように、委員は、議会と議員それぞれの活動原則と責務を規程し、その中に会議の原則公開や情報公開、説明責任、市民参加、意見交換会などを盛り込む方が良いとのご提案です。

当初の「考察」ではそのようなまとめ方をしていましたが、特別委員会で条例案をブラッシュアップする中で、「条例の一部分にあれもこれも詰め込むと、規程したいことがぼやけてしまう」、また、「内容的に別立ての条文として規程する方がわかりやすい」といった意見があり、ひとつひとつの条文は出来るだけ簡潔にわかりやすくなるよう改訂してきたつもりです。

このまとめ方が最善ということでもないと思いますが、そのような経緯も踏まえた上で、みなさんのご意見をお聞かせください。

第6条（危機管理）に関する土田委員のご意見について

【特別委員会の見解】 大規模災害などの緊急時、指揮、命令系統の複雑化、混乱は避けるべきというのはご意見のとおりです。私たちも一番留意したところです。

しかし、多くの市民が被災し、命の危険にさらされ、生活に困難をきたしているときに、議員はなにもしないのか。被災した地域の状況把握や住民要望の把握などにおいて、行政とは違う議員の目線が少なくない役割を果たしたことは過去の経験が教えています。

議員は、議員ならではのそうした役割を重視し大いに発揮すべきと考えます。しかし、その関係部局への伝達、解決への手立てについては、緊急時らしい考慮が必要で、第3項の規程をしようとするものです。

このことの明記が、委員の懸念にお応えすることになっていると考えます。

第14条（論点の明確化）に関する土田委員のご意見について

【特別委員会の見解】 委員は、「現在の質問の事前通告制度を採用している限り緊張ある関係が出来るはずもなく馴れ合いに終始するのみ」とし、「究極の議会改革として事前通告の廃止を提案」されていますが、「質問内容の事前通告」について誤解があるのではないかと思い、説明させていただきます。

境港市議会は、本会議での一般質問にあたって、開会日の正午までに、質問内容の要旨を通告することにしています（他市では開会の3日前とか、一週間前というところもあります）。

《参考》 境港市議会会議規則（昭和52年議会規則第1号）

（一般質問）

第59条 議員は、市の一般事務につき、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

市長は通告された質問内容に対する答弁を、2日間ほどかけて部課長と検討し、回答を用意し本会議の答弁とします。なにをどう質問されるのか、また、どのような要望、提案をされるのか、事前の通告がなければ、その事柄に対する市長としての検討も答弁の用意もできません。でたとこ勝負の答弁にしかならず、とても非効率で議論の質を落とすことにもなりかねません。

一括質問に続く追及質問について他の市町村議会では、質問通告に対する当局の最初の答弁が質問者に明かされ、質問者は当局の大方の答弁趣旨を知ったうえで追及質問に入る場合もあります。その方がよりかみ合った議論ができるという意見もありますが、「学芸会」とも呼ばれる所以です。一般論としてそれをどう考えるかという議論をしたことはありませんが、境港市議会はそのような方法はとっていません。

通告した質問に、市長がどう答えてくるのか、本会議場で答弁を聴くまで知ることはできません。そのうえで、答弁の内容によっては、あらかじめ想定していた追及質問を即座に組立て直す必要に迫られ、予想される答弁にそって準備した追及質問を読みあげるような形（正確を期す意味もあつて）があるとしても、大きな緊張感を持って質問しています。

第 26 条（政務活動費）に関する長尾、香川両委員のご意見について

【特別委員会の見解】 政務活動費（以前は政務調査費でしたが、地方自治法の改正で政務活動費に変わりました）について、長尾委員からは「活用状況を市民にわかるようにする必要がある」、香川委員からは「年に〇回以上、活動状況を市民に報告するとしてはどうか」と、それぞれご意見をいただいています。

政務活動費について、現状の取扱いを説明させていただきます。

- ・地方自治法の改正によって、会派もしくは議員の要請、陳情活動に要する費用なども、政務活動費の対象となりました。資料として、その「使途基準」を添付しておきます。
- ・使途は拡大されましたが、境港市議会での交付額は条例案の解説に記したとおり、一議員当たり月額1万3千円に変更ありません。
- ・政務活動費については、議長に収支報告書の提出が必要となっています。
- ・会派は経理責任者をおき、政務活動費の適正な管理をしなければならず、残余がある場合は返還することになっています。収支報告書は、公文書として5年間保存され、保存期間中は請求に基づき閲覧等が可能です。

資料として、報告書の一例と昨年度の政務調査費の支給実額をお示しいたします。

以上

3. 御提案等を条文ごとに整理したもの

関係条文	条 文 案	意 見
前文	<p>(略) 三方が海に面し、北東アジアに向かって開かれた豊かな自然環境とこの地域の特性を活かして、市民誰もが「境港市民で良かった」と思える、<u>豊かで潤いのある境港市を創りたい。これが境港市議会議員の共通の想いです。</u></p> <p>私たちは、この実現のために議会及び議員として全力をあげることを決意し、議会活動及び議員活動の最高規範として、この条例を制定します。</p>	<p>(略) 三方が海に面し、北東アジアに向かって開かれた豊かな自然環境とこの地域の特性を活かして、市民誰もが「境港市民で良かった」と思える、<u>豊かで潤いのある境港市を創る事が市民からの負託に応えることであり、境港市議会議員の責務です。</u></p> <p>私たちは、この実現のために議会及び議員として全力をあげることを決意し、議会活動及び議員活動の最高規範として、この条例を制定します。</p> <p style="text-align: right;">(土田委員)</p>
第1章 目的	<p>第1条 (目的)</p> <p><u>この条例は、境港市議会(以下「議会」といいます。)の基本理念、活動原則並びに議会及び議員に関する基本事項を定めることにより、議会活動の活性化を図り、市民が希望をもって安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とします。</u></p>	<p><u>境港市議会として、地方分権と地方自治のあり方に沿った「闊達な議会及び議員活動の活性化と充実、開かれた議会、市民参加」を実現する為に必要な議会運営の基本事項を定め、合議制に基づく意志決定機関として「持続性を持った豊で住みやすい町作り」を市民からの負託に応える責務と定め、条例制定の目的とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(土田委員)</p> <p><u>市民があかるとい希望をもって安心して暮らせるまち</u></p> <p style="text-align: right;">(佐々木委員)</p>
第2章 議会及び議員の責務	<p>第2条 (議会の責務及び役割)</p> <p>議会は、市民の意思を代表する議決機関であることから、市民の意見の的確な把握及び<u>活発な議論を通じて</u>、政策立案及び政策提言(以下「政策形成」といいます。)並びに行政のチェックという二つの責務を果たさなければなりません。</p>	<p><u>活発な議論を尽くして</u></p> <p style="text-align: right;">(佐々木委員)</p> <p>議会の活動原則</p> <p>議会は市民から信託された代表議決機関として常に、開かれた議会、市民参加を原則として議会活動を行わなければならない。</p>

	<p>第3条 (情報公開) 議会は、情報の公開に努め、公正で透明性のある活動をすすめるべきである。</p>	<p>* 会議を原則公開とし市民に対し常に情報公開を心がけ、議会の討議内容、経過、結果を市民に対し説明、意見交換する場を設ける事。 * 議員相互間の自由闊達な討議を行い議員個人のスキルアップ、情報交換、議会としての意見の集約に努める事。 * 議会は常に市民からの情報収集に努め、特に請願、陳情は市民の声そのものの政策提言であるという認識に立ち議会運営を進めていかなければならない。 * 二元代表制での市民の意思を代表する議決機関（意志決定機関）である事を自覚し政策形成、行政のチェック、を議会が市民への責務としこれを果たさなければならぬ。</p> <p>議員の活動原則</p> <p>* 議員は常に市民目線に立ち一部地域、団体の利益誘導者でなく市全体の様々な課題を把握し、解決に向け最大限、身を削り、汗を流し粉骨砕身、努力しなければならない。</p> <p>* 議員は相互間の自由闊達な討議を通し情報収集と市民の代表としてふさわしい行動をする為のスキルアップと政策立案能力を高め市民からの信託に応えなければならない。</p> <p>議会と議員の責務</p> <p>* 境港市議会として「議会基本条例」の根幹をなすべき「市民参加と情報公開」が求められている今こそこれに応え、市民から議会への提言を的確に把握できる仕組み、制度を確立し、二元代表制での意思決定機関としての役割を果たす事をもって市民への責務とする。</p> <p style="text-align: right;">(土田委員)</p> <p>不要</p> <p style="text-align: right;">(土田委員)</p>
--	---	---

	<p>ません。</p> <p>第4条 (説明責任) 議会は、議会運営、審議内容及び議決結果について、市民に対する説明責任を果たさなければなりません。</p> <p>第5条 (議員の責務及び役割) 議員は、議会が言論の府であることを深く自覚し、議員相互の活発な議論に努めなければなりません。</p> <p>2 議員は、自らの資質の向上、政策形成能力を高めるために、不断の研さん及び調査研究に努めなければなりません。</p> <p>3 議員は、多様な市民の意見及び実態の把握に努めるとともに、市民全体の福利の向上をめざして活動するものとします。</p> <p>第6条 (危機管理) 議会は、大規模災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穏を守るため、日頃から市長その他の執行機関(以下「市長等」といいます。)と連携し、総合的で機動的な危機管理体制の整備に努めるものとします。</p> <p>2 大規模災害等の不測の事態の発生にあつては、議員は地域で必要な災害時支援に可能な限り参加するとともに、被災状況、市民の意見及び要望の把握に努め、必要に応じて関係機関に伝達し、提案を行うものとします。</p> <p>3 前項の統一かつ効果的な対処のために、議会及び議員は、協議及び調整を行う場を設置することができるものとします。</p>	<p>不要</p> <p>(土田委員)</p> <p>「議員は、議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。」という規定を設けてはどうか。</p> <p>(香川委員)</p> <p><u>4 議員は、議会活動について、市民に対し説明する責務を有する。</u></p> <p>(佐々木委員)</p> <p>議会は災害に対しての事前の危機管理体制整備の政策提言等にとどめるべき。</p> <p>(土田委員)</p> <p>具体的に災害発生時に行動したり、指示、命令系統が複数になる事も予測されるので執行機関等に口出しするに準ずる行為は厳に慎むべき。</p> <p>(土田委員)</p>
--	---	---

	<p>第8条 (議員の政治倫理) <u>議員は、高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければなりません。</u></p>	<p><u>「議員は、市民全体の奉仕者であることを深く認識し、高い倫理性も保持しつつ」</u> (佐々木委員)</p>
<p>第3章 市民との 関係</p>	<p>第9条 (会議の公開) 議会は、本会議のほか全ての会議を原則公開とします。</p> <p>第10条 (市民参加) 議会は、市政及び議会活動に市民が参加できる機会の充実に努めるものとします。 2 議会は、審議事項に関する市民意見及び専門的知見の把握のため、必要に応じて公聴会の開催及び参考人の招致を行うことができるものとします。 3 請願及び陳情は、市政への市民参加の重要な場として、適切かつ誠実に取り扱い、<u>必要に応じて意見陳述の機会を設けることができるものとします。</u></p> <p>第11条 (意見交換会) 議会は、市民意見の把握、議会報告等のため、多様な形で市民との意見交換会を適時開催するものとします。</p>	<p>不必要 (土田委員)</p> <p><u>2 議会は、議会活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たすものとします。</u> (佐々木委員)</p> <p>「傍聴者の求めに応じて議案の審議に用いる資料等を提供するなど、市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努める。」という条文を入れてはどうか。 (香川委員)</p> <p>不必要 (土田委員)</p> <p><u>(市民が要求するなら)意見陳述の機会を設けなければならない。</u> (長尾委員)</p> <p>「必要に応じてではなく、意見陳述の機会を設けなければならない」に。 (香川委員)</p> <p>市民による議員評価を規定してはどうか。 (香川委員)</p> <p>議会は、<u>年1回自治会7校区を中心に懇談、境港市保育所保護者連合会、境港市小中学校PTA連合保護者会と意見交換を</u></p>

	<p>第 12 条 (議会広報) 議会は、多様な手段を活用して議会活動を市民に周知し、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報に努めるものとします。</p>	<p><u>行い、若い世代に市政及び議会活動への市民参加の機会を充実します。</u> (柏木委員)</p> <p>不必要 (土田委員)</p> <p>議会報告・広報活動が重要だ。政務調査費も活用を。 (長尾委員)</p> <p>「議会だより」発行を明記 (土田委員)</p>
<p>第 4 章 市長等との関係</p>	<p>第 13 条 (緊張関係の保持) 議会及び議員と市長等との関係は、その立場及び権能の違いを踏まえて、緊張ある関係を保持しなければなりません。</p> <p>第 14 条 (論点の明確化) 条文案略</p> <p>第 15 条 (重要政策等・・・) 条文案略</p>	<p><u>2 議会及び議員は、市長の提案を追認する追認機関と、なれ合いの関係を排除し、十分な議論を行い市民の負託にこたえます。</u> (佐々木委員)</p> <p>「議会は、市長等の事務が、適正に執行されているかについて、検査・調査等を行う」という規定を設けてはどうか。 (香川委員)</p> <p>事前通告の廃止を提案。 (土田委員)</p> <p>一問一答方式は全面的に賛成。 (長尾委員)</p> <p>(執行部に) 不都合な資料も提出を。 (長尾委員)</p>
<p>第 5 章 議会機能の強化</p>	<p>第 21 条 (議会事務局の強化) 議会は、議会の政策形成能力の向上及び議会の円滑かつ効率的な運営のため、議会事務局の調査機能及び法務機能の</p>	<p>正規の職員をあて、生きがいを持って執務できるようにしていただきたい。 (長尾委員)</p>

	<p>充実を図るものとします。</p> <p>第 22 条 （議会図書室） 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとします。</p>	
<p>第 6 章 議員定数 及び議員 報酬</p>	<p>第 26 条 （政務活動費） 会派及び議員は、交付される政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究及び活動を積極的に行うものとします。</p> <p>2 会派及び議員は、政務活動費を適正に執行し、説明責任を果たさなければなりません。</p> <p>3 政務活動費の交付は、別に条例で定めるものとします。</p>	<p>活用状況を市民にわかるようにする必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（長尾委員）</p> <p>「政務活動費については、具体的に年に〇回以上、活動状況を市民に報告する」としてはどうか。</p> <p style="text-align: right;">（香川委員）</p>
<p>第 8 章 補則</p>	<p>第 28 条 （条例の見直し） 議会は、議員改選後 2 年をめぐり、条例の目的が達成されているかどうか検証しなければなりません。</p> <p>2 議会は、前項の検証の結果に基づき、必要に応じてこの条例の見直しなど適切な措置を講じなければなりません。</p> <p>3 議会は、前 2 項の規定に関わらず必要と認めるときには、この条例の見直しなどを行うことができるものとします。</p>	<p>検証と見直しについても市民参加と情報公開が必要で、明記すべき。</p> <p style="text-align: right;">（土田委員）</p> <p>市民から条例見直しを提言することもできるのか。</p> <p style="text-align: right;">（香川委員）</p>